

先づ役員の人事について申上げます。役員の人事は、電気事業再編成の趣旨を十分に生かして、国民待望の電源の開拓、サービスの向上、経理の改善、資本の調達等の責任を完全に果し得る有為の人材を起用すべきであり、而も人の和に特段の注意が拂われていなければならぬのであります。然るに公益事業委員会の新会社の人事は、その首脳たるべき会長、社長の両者のいずれが実際の首長たるかについて、松本委員長と松永委員長代理との間においてすら見解の相違があり、そのため折角有為の人材を求める得ないのか、日発小坂総裁との間にも紛争を起し、日発側の予定された役員はその就任を拒否するの態度に出で、電産労組又ストあえて辞せずとの決意を示し、又特定の役員を告発するなど、専横の紛糾を招いておりまする現実は、関係当事者に強く反省を促すと共に、公益事業委員会の電気事業の重要性に対する認識の時代感覚のズレの大きさのためであり、殊に新会社の役員数を平均一社二十数名の多数に決定いたしましたことは、如何に人事問題に当惑した結果とは言え、国民の期待に反するものであります。

次に出資比率について申上げます。

解説すべき日発及び九配電会社の株主に多数の小株主の保護に万全を期すべきものであるにもかかわらず、株主権

の保護に多々欠けておる点のあること

であります。新会社の株式交付について、委員会は日発の主張に対し、時間的余裕なしとして、帳簿価格を基礎として一対一の交付比率を決定いたしま

した。その一対一の代償として日発側

が要求いたしました特別配当金一株につき二十五円に対しても、資産含みの

対価としてではなく、日発株主が新九

会社の株式を分割交付される不利益の補償として一株につき十円を交付する

といつて裁定を行いました。日発株主を

不平等に取扱つたのであります。更に

新会社の株券を額面五百円として、こ

れによつて生ずる八万七千人の端株主

を電気事業の投資者たる地位から脱落

せしめて、将来の希望を失わせ、而も

未だに端株の整理方針を明示していない

いのは、憲法上認められておる所有權

を不当に侵害し、端株主の保護を全く

顧みざるものと言わなければなりません。

その他、日発の財政品の譲渡、清

算費用の決定等の根拠につきまして

も、我々の納得しがたいものがあるの

であります。

以上のほか、工事中及び未開発電源

の帰属問題についても、電力委員会に

おける富山県知事の県民を代表しての

声援共に下る悲痛なる陳述に対しても

何らの考慮も拂われていないのは、誠に遺憾に堪えません。

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し

討論の通告がござります。順次発言を

許します。栗山良夫君。

〔公益事業委員会の責任者が来な

いことがあるか」と呼ぶ者あり〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今提案に相成りま

た電気事業再編成の実施に関する決議案

の保護に多々欠けておる点のあることす。而も人の和に特段の注意が拂われていなければならぬのであります。然るに公益事業委員会の新会社の人事は、その首脳たるべき会長、社長の両者のいずれが実際の首長たるかについて、

松本委員長と松永委員長代理との間に

おいてすら見解の相違があり、そのため折角有為の人材を求める得ないのか、

又ストあえて辞せずとの決意を示し、

又特定の役員を告発するなど、専横の

紛糾を招いておりまする現実は、関係

当事者に強く反省を促すと共に、公益

事業委員会の電気事業の重要性に対する

認識の時代感覚のズレの大きさのため

あります。

次に、日発の財政品の譲渡、清算費用の決定等の根拠につきまして

も、我々の納得しがたいものがあるの

であります。

以上のほか、工事中及び未開発電源

の帰属問題についても、電力委員会に

おける富山県知事の県民を代表しての

声援共に下る悲痛なる陳述に対しても

何らの考慮も拂われていないのは、誠に遺憾に堪えません。

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し

討論の通告がござります。順次発言を

許します。栗山良夫君。

〔公益事業委員会の責任者が来な

いことがあるか」と呼ぶ者あり〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今提案に相成りま

た電気事業再編成の実施に関する決議案

の保護に多々欠けておる点のあること

であります。新会社の株式交付について、委員会は日発の主張に対し、時間的余裕なしとして、帳簿価格を基礎として

して一対一の交付比率を決定いたしま

した。その一対一の代償として日発側

が要求いたしました特別配当金一株につき二十五円に対しては、資産含みの

対価としてではなく、日発株主が新九

会社の株式を分割交付される不利益の

補償として一株につき十円を交付する

といつて裁定を行いました。日発株主を

不平等に取扱つたのであります。更に

新会社の株券を額面五百円として、こ

れによつて生ずる八万七千人の端株主

を電気事業の投資者たる地位から脱落

せしめて、将来の希望を失わせ、而も

未だに端株の整理方針を明示していない

いのは、憲法上認められておる所有權

を不当に侵害し、端株主の保護を全く

顧みざるものと言わなければなりません。

その他、日発の財政品の譲渡、清

算費用の決定等の根拠につきまして

も、我々の納得しがたいものがあるの

であります。

よつて本院は、聽聞会も終了いたし

ました現在、公益事業委員会は国民の

代表たる国会の意のあるところを明察

して、決定指令において公正且つ妥當

なる措置を講じ、本院の期待に副うべ

く善処せられんことを強く要望して、

決議案の趣旨弁明を終ります。(拍手、

「公益事業委員会の責任者はどうし

た、呼べ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し

討論の通告がござります。順次発言を

許します。栗山良夫君。

〔公益事業委員会の責任者が来な

いことがあるか」と呼ぶ者あり〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今提案に相成りま

た電気事業再編成の実施に関する決議案

の保護に多々欠けておる点のあること

であります。新会社の株式交付について、委員会は日発の主張に対し、時間的余裕なしとして、帳簿価格を基礎として

して一対一の交付比率を決定いたしま

した。その一対一の代償として日発側

が要求いたしました特別配当金一株につき二十五円に対しては、資産含みの

対価としてではなく、日発株主が新九

会社の株式を分割交付される不利益の

補償として一株につき十円を交付する

といつて裁定を行いました。日発株主を

不平等に取扱つたのであります。更に

新会社の株券を額面五百円として、こ

れによつて生ずる八万七千人の端株主

を電気事業の投資者たる地位から脱落

せしめて、将来の希望を失わせ、而も

未だに端株の整理方針を明示していない

いのは、憲法上認められておる所有權

を不当に侵害し、端株主の保護を全く

顧みざるものと言わなければなりません。

その他、日発の財政品の譲渡、清

算費用の決定等の根拠につきまして

も、我々の納得しがたいものがあるの

であります。

よつて本院は、聽聞会も終了いたし

ました現在、公益事業委員会は国民の

代表たる国会の意のあるところを明察

して、決定指令において公正且つ妥當

なる措置を講じ、本院の期待に副うべ

く善処せられんことを強く要望して、

決議案の趣旨弁明を終ります。(拍手、

「公益事業委員会の責任者はどうし

た、呼べ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し

討論の通告がござります。順次発言を

許します。栗山良夫君。

〔公益事業委員会の責任者が来な

いことがあるか」と呼ぶ者あり〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今提案に相成りま

た電気事業再編成の実施に関する決議案

の保護に多々欠けておる点のあること

であります。新会社の株式交付について、委員会は日発の主張に対し、時間的余裕なしとして、帳簿価格を基礎として

して一対一の交付比率を決定いたしま

した。その一対一の代償として日発側

が要求いたしました特別配当金一株につき二十五円に対しては、資産含みの

対価として一株につき十円を交付する

といつて裁定を行いました。日発株主を

不平等に取扱つたのであります。更に

新会社の株券を額面五百円として、こ

れによつて生ずる八万七千人の端株主

を電気事業の投資者たる地位から脱落

せしめて、将来の希望を失わせ、而も

未だに端株の整理方針を明示していない

いのは、憲法上認められておる所有權

を不当に侵害し、端株主の保護を全く

顧みざるものと言わなければなりません。

その他、日発の財政品の譲渡、清

算費用の決定等の根拠につきまして

も、我々の納得しがたいものがあるの

であります。

よつて本院は、聽聞会も終了いたし

ました現在、公益事業委員会は国民の

代表たる国会の意のあるところを明察

して、決定指令において公正且つ妥當

なる措置を講じ、本院の期待に副うべ

く善処せられんことを強く要望して、

決議案の趣旨弁明を終ります。(拍手、

「公益事業委員会の責任者はどうし

た、呼べ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し

討論の通告がござります。順次発言を

許します。栗山良夫君。

〔公益事業委員会の責任者が来な

いことがあるか」と呼ぶ者あり〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今提案に相成りま

た電気事業再編成の実施に関する決議案

の保護に多々欠けておる点のあること

であります。新会社の株式交付について、委員会は日発の主張に対し、時間的余裕なしとして、帳簿価格を基礎として

して一対一の交付比率を決定いたしま

した。その一対一の代償として日発側

が要求いたしました特別配当金一株につき二十五円に対しては、資産含みの

対価として一株につき十円を交付する

といつて裁定を行いました。日発株主を

不平等に取扱つたのであります。更に

新会社の株券を額面五百円として、こ

れによつて生ずる八万七千人の端株主

を電気事業の投資者たる地位から脱落

せしめて、将来の希望を失わせ、而も

未だに端株の整理方針を明示していない

いのは、憲法上認められておる所有權

を不当に侵害し、端株主の保護を全く

顧みざるものと言わなければなりません。

その他、日発の財政品の譲渡、清

算費用の決定等の根拠につきまして

も、我々の納得しがたいものがあるの

であります。

よつて本院は、聽聞会も終了いたし

ました現在、公益事業委員会は国民の

代表たる国会の意のあるところを明察

して、決定指令において公正且つ妥當

なる措置を講じ、本院の期待に副うべ

く善処せられんことを強く要望して、

決議案の趣旨弁明を終ります。(拍手、

「公益事業委員会の責任者はどうし

た、呼べ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に對し

討論の通告がござります。順次発言を

許します。栗山良夫君。

〔公益事業委員会の責任者が来な

いことがあるか」と呼ぶ者あり〕

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今提案に相成りま

た電気事業再編成の実施に関する決議案

の保護に多々欠けておる点のあること

であります。新会社の株式交付について、委員会は日発の主張に対し、時間的余裕なしとして、帳簿価格を基礎として

して一対一の交付比率を決定いたしま

した。その一対一の代償として日発側

が要求いたしました特別配当金一株につき二十五円に対しては、資産含みの

対価として一株につき十円を交付する

といつて裁定を行いました。日発株主を

不平等に取扱つたのであります。更に

新会社の株券を額面五百円として、こ

れによつて生ずる八万七千人の端株主

を電気事業の投資者たる地位から脱落

せしめて、将来の希望を失わせ、而も

未だに端

と呼ぶ者あり、拍手) 而も電力事業の
将来の運営に一大暗影を投じたこの事
態の收拾に關しまして、吉田首相以下
関係閣僚及び自由党が、傍観的態度を
以ちまして、何ら積極的打開の努力を
拂つてないことは、誠に遺憾千方百
あると言わなくてはならぬのであります
す。(達うく) 何を嘗てるんだ
と呼ぶ者あり) さて、只今、「(ノー、
ノー」と呼ぶ者あり) 黙つて聞かせ。君
は……。(笑) 御説明相成りました
決議案文にも明瞭なることく、今日ま
で公益委員会がとつて参りましたる態
度は、みずから好んで紛糾を招致した
詐りを免れないのであります。(本論
に入れ)と呼ぶ者あり) 公益事業委員会
の中心人物は……。(本論)と呼ぶ者あ
り) 議長発言を整理して下さい。(笑)
声、「時間がない、時間が」「本論に入
れ」と呼ぶ者あり) みずから好んで公益
事業委員会の中心人物は、曾つて日光
及び九配電会社の設立に当り、当時軍
部官僚の軍国主義的「何を言つて
何を」と呼ぶ者あり) みずから好んで公益
事業委員会の中心人物は、曾つて日光
に対しまして強力に反対した人々であ
ります。この人々が今日、新時代の趨
勢を理解し得ないで、曾つての私的想
占企業の復元に狂奔せられております。
ることは禁止の至りであります。かく
のこときはまさに暴に翻ゆるに暴を以
てせんとするところの封建的思潮の現
われでありまして、民主主義とはおよそ

ぬのであります。初代の委員会ととしておられておりまして、精神は、ヨーロッパの如きで内閣總理として吉田總理としまして、即ち国民に片だに有して日のことをきるものであるとあります。(一)て、国会は、たる政府反対して嚴重なる臣す。又反省のは、あえていかでないのです。更に、只今まする問題は、点に盡りまする所であります。申しますが、世論が示するほどにて過言でない、今回の人事は、の野望である。この分断に賛成するが、世論が示するほどにて過言でない。

も、人事がかくのとく一部の人々に壊滅せられることまでは賛成せられたわけはないと思うのであります。殊に松永委員と因縁浅からぬ関東地区の新会社の社長に予定されておる御仁は、曾て電力事業經營者会議においても、常に異を立てて関東狹善を振り廻し、その協調を破つた人であり、又電気産業労働組合が中央労働委員会に提訴したしましたことく、労使対等の立場において事業の発展に協力すべき労働組合の御用化に専念し、かず／＼の不当労働行為を行なつた人であると言われております。このことは私が指摘するのみではございません。昨年五月の新潟における電気産業労働組合の全国大会におきまして、G H Q 労働課のプラッティ氏は、その祝辞の中において力強く、「関東配電労働組合の現在の存在は果して労働組合であるかないか検討を要する。この組合が組合員全部のために本当の仕事をしているかどうか、諸君は十分に検討せられたい。この組合の問題については外部の力が非常な圧力を加えていることを見逃すことはできません。私がこの大会においてお願いいたしたいことは、諸君の手によつてこの関東地区の組合員を元の電産に引戻すように努力して頂きたい。諸君が特別の役員を選び、そのため特に特別の基金を積んで努力して頂きたい。諸君はこの関東地区的組合が御用化され、御用組合ができるま

で待っている手はない」と存じます」と、極めて力強く電産労働組合を激励されたのです。而もこの後、封印に御用化工作が行われておりましたために、関東の組合員は泣く／＼御組合に加入しつつある状況であります。従いまして、若し公益委員会がどのような不徳の人を含み且つ一辺倒の人事を强行いたしまするならば、人材の紛糾は、広く、長く、深く電気事業の内部に食い入り、大なる禍根を残すものであると言わなければなりません。松本委員長は、事業運営の要諦は和衷協同の精神に則る人の和を得る人事でなくてはならぬと力説されております。如何に優秀な個人でありましようとも、時代感覚の鋭さの上に築かれる人の和を欠く人事は落第であります。公益委員会はあらゆる行きがかりを捨て、電気事業百年の計を立てるために、小異を捨てて大同に就かれんことを要求するものであります。

であります。然るに公益委員会は人事問題のみに没入いたしまして、国民が重大関心を寄せておるこの種の問題の解決に極めて不熱心であることは、私どもいたしまして全く了承いたしかねるのであります。殊に公益委員会が仮指令案で明らかにいたしました新会社の収益計算計画書のごときは、全く実現不可能の空論に過ぎないのであります。電力の損失率が三〇%を越ることは、我が国今日の電気事業の実情からいたしまして不可能に近いのでござりますが、それにもかかわらず、これを一八・四%として電力の配分計画を樹立しておるのであります。而もこの計算におきまして、河川の出水率を六カ年平均の一〇%増しと仮想いたしまして、なお且つ年間八十億円の赤字、一割の電気料金の値上げを必至としたておるのであります。併しながら平年に対しまして一割の渴水を生じ且つ損失率が二〇%を上廻るがごとき場合におきましては、恐らく五割以上の電気料金の値上げは必至であります。電気に関する国民生活安定上極めて憂慮すべきものがござります。公益委員会が徒らに人事の問題の紛糾を求めるながら、国民生活及び産業活動に至大の關係を有するこの種の問題の研究をおろそかにしておりますことは、何といたしましても、その本来の公益事業委員会の責務を忘れておるものではないか所がござります。

與えられた時間が十分ございませんので、詳細に且つ具体的に意見を述べる自由を持ちませんが、私は只今申上げました基本的理由によりまして、公益事業委員会の猛反省と善処とを促しまするためには、本決議案に全幅的に賛成いたすことを強調いたすものであります。(拍手)

○議長（佐藤尚哉君）須藤五郎君
〔須藤五郎君登壇、拍手〕

参議院電力特別委員会は、我が国の将来に重大なる関係ある電力再編成について、非常なる注意を以て論議を進めつたのであります。昨年第九回国会璧頭が政令によりまして思ひもならざる解決を見るに至つたのであります。その後、公益事業委員会が発足し、その処理に当ることになつたのであります。が、我々の見るところ、電力再編成をめぐつて種々取沙汰されたところの電力界の暗雲は、公正であるべき公益事業委員会に蔽いかぶさり、国民の前に多くの疑惑を残すこととなつたことは、我々の大的に遺憾とするところであります。

そもそも、電力再編成は何のために施行されたのであるか。國民に安価なる電力を豊富に供給せんがためであつたのか。それとも再編成によつて一部の内外独占資本家どもを利し、我が国電力

の行方はどうなるか。証券会社に引取られ、やがては外国資本によつて安く買い叩かれ、外国の手にその支配権を委ねるものであります。日発の職員を始めとする小株主の犠牲によつて大資本家の腰を肥やす、これが今回とられようとしている合併比率の実体であり、端株整理の実相であります。この整理によりまして、日発株主の五二%、八万七千人余りの株主はその資格を失うこととなるのであります。なお、電気料金であります。が、公益事業委員諸君は人事問題その他に閑し異常な熱意を示されておるようであります。が、電気代を少しでも安くするようには考慮を拂つたかどうか。國民にとつてはこの点が何より重大なことであります。然るに公益事業委員諸君は、二百名を超す厖大な重役を作る熱意はあつても、國民の負担を軽減せんとする努力は何らしておらないのであります。その証拠には、電力特別委員会において公益事業委員会の某委員は、資産再評価の曉には電力料金は少くも數倍高くなるものと思われるということを言つておるのであります。これは実際に恥を知らないことだと思うのであります。これでは何のための電力再編成だと叫ばざるを得ないのであります。電産労働組合においては三十日より長期事務ストを宣言しております。これは今回とられた公益事業委員会の措置に対し人民の不滿を代表するものと思

うのであります。これら一連の事業委員会の独裁を通じて現われたものであります。私はこの際、公益事業委員諸君が大いに反省して、本来の使命達成のため公正なる道を歩み、人民の利益を第一として行動されんことを強く要求し、本決議案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 石坂豊一君。

「石坂豊一君登壇、拍手」

○石坂豊一君 私は、我が党を代表いたしまして、本決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)「我が党とは何党ですか」と呼ぶ者あり)これより簡単にその趣旨を弁明いたしたいと思います。

そもそも電気事業再編成は、再編成令第一條に示されておるがごとく、電気事業の国民管理を廃止しまして、さら公共の利益のためにこれを分割するものであります。これが実施に当つては、先づ以て国民大衆の利益を考慮して最も公正妥正に行わるべきものであるのであります。従つて実施の側に当るべき公益事業委員会は、電気及びガスの事業者と使用者との間に立つて、使用者の利益を確保すると共に、事業の健全なる発達を図り、以て公共の福祉を増進することに努力する当然の責任を負うものであります。なお、この公益事業委員の最初の任命は、公益事

業令附則第八によりまして、兩院の同意を経ることなく政府が任命したのであります。従つて政府及び公益委員の責任を重からしめるものであつて、いよいよその行動に憤慨を要する道義的责任をも附加えるべきものであります。この觀点に立つて今回の再編成處理の経過を見ますとときに、遺憾ながら国民の納得できない面が現われておるのであります。国会として本決議をなさざるを得ない状態に立至つたのは誠に遺憾千万であります。我が參議院電力特別委員会は、本問題の重要性に鑑みまして、數次に亘り公益委員及び公述人より詳細に経過を聽取して参つたのであります。これらの人々の陳述を聞けば聞くほど問題の処理について疑惑が生じて参つたのであります。今回の再編成がボッダム政令によつて施行せられ、国会の審議が行われていないこと、電気事業再編成が極めて大粹のみを押えて細目を押えていないこと、更に再編成の取扱の基本法規である過度経済力集中排除法が強力な權限を付與しておる事実等は、これによつて公益事業委員会の公明正大なる行政を要請したものであつて、決して独善的処理を行わしめる便宜に出たものでないことは、只今私が冒頭に申述べた通り紛争を巻き起しておることは皆様御存じの通りで、遺憾に存ずる次第で

論者に譲りまして、ここには人災問題と電源帰属について申述べたいと思うのであります。

人事問題については、その決定如何が新会社の運営に至大な影響を與えることは申すまでもありません。四時雪をとどめるところの深山麓谷より不夜城のごとき都会に至るまで、十五万人に及ぶ多数の従業員がおのづくその職域を守り、楽しんで事に当ると、不平不満を抱き、徒らに時を擲ぐのではありません。そこで問題は首脳部人事であります。現在の配電会社と地域こそ同一でありますするが、仕事の量において質において、又国民待望の電源開発にも関與する点において、新会社が重大なる使命を擔うものでありますから、これに堪え得るところの首脳者たる社長には、よほど人材を持つて来なければならんということは論を得たなりのであります。然るところ、この社長に九会社中七つの会社までが配電会社の首脳を据えることであるのであります。さて、「これによつて配電偏重の声が高まるのは無理からぬことと思つてあります。同じく公益事業委員会の人事措置にいたしましても、かの再編成により権限の縮小したところの支局長のごときは、通産局電力部長の半數しか採用していないのと対比して見ます

ります。更に又役員数の多きに過ぎざること、新役員の顔触れ中に公益委員個人的の弊がりを持つ人物を無遠慮に起用してある等に対し、言論機關が口を擱て非難し、且つ世人をしてひんしゆくせしむるがこときことあるのは、誠に我々は不可解に存するのであります。殊に人選の手続にいたしましても、例を東京にとつて見ますると、当初東京電力社長に就せられた某氏に對しては、無資格なる第三者を介して形式的に二度診せしめて簡単にこれを斥けてしまい、次の候補者に對しては委員会において熱烈に十数回に亘り面接するなど、いさかこれに對しては偏頗にして公明を欠く点が認められるのであります。その他これに類する扱いが東北、九州に及んでおることを認めざるを得ないのであります。

形上水力電源の特色に富んでおりまして、従つて工業も振興しつつあります。これに伴つて相当の電力量を割当すべきは当然のことであるのです。然るに需用を過かに下廻るといふために、大口、小口の使用者は申すに及ばず、地元公人、私人、老若男女の熱烈な支持を以て陳情に努めます。そこであります。が、一切これに耳をかさず、技術上至つて明白なる遠距離送電のロスをも介意せず、生木を裂くがごとく、赤子の手を捻り上げることなく、冷酷にもあえてこれを他の地域に分属せしめたること、不公平極まる処置と断ぜざるを得ない。のみならず工事中の発電帰属についても、地域は北陸に属するにもかかわらず開発電気はこれを他地域に移すという、いやが上にも打撃をこうむらしむるがことは、独立の事業体制を確立するといふ再編成令の本旨と目的に背反し、将来に紛争を残すことは我々の恐るるところであります。果然かの地北陸においては昨今不平不満の声が各地各階層に現われまして、知事を中心地元市民より続々我ら議員の手許に打電し来る実情であります。

事業委員会が本来の任務である事業と国民との利害の調整に当つても問題を引き起す虞れあることを懸念し、この憲法、一は以て公益委員の独裁感を戒め、二は以て諸氏が就任の初めに誓われたる憲法擁護と民主主義的運営に当らるべき實務に顧みまして、当国会の忠言を誠実に受入れ、過ちを改むるに憚るところなく、國民を納得せしむる態度に出られんことを要望するがために、あえて本決議に全幅の賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 結城安次君。

〔結城安次君登壇、拍手〕

○結城安次君 私は総團會を代表いたしまして本決議案に賛成いたすものであります。

同僚議員のかたゞから種々御意見もお述べになりましたので、私は極めて簡単に申上げます。電氣事業の再編成が非常に困難な仕事であるといふことは皆さんの御承知の通りで、この再編成の衝に当りました公益事業委員会委員のかたゞへの御苦心に対するは多大の敬意を表しますが、併しそれが如何に困難な仕事であったといたしましても、又時間がなかつたというようなお話をありましたが、併し再編成の過程におきましては、國民の権利を侵害し、或いは再編成の本旨にもとるようなことがありますてはならないということは当然のことであります。いろへ決

題、人事問題、出資問題とあります
が、同僚職員諸君々お述べになりました
ので、私は極めて簡単に出資問題につ
いて申上げたいと存じます。出資比率
と申しますと、新会社の株主となるか
たに交付する株式の比率の問題と、割
付率は日発、配電ともに一対一となつ
ておりますが、日発が九会社に分れ
るということから、その不利益を償う
ために、一株につき十円の特別配当金
を渡すということに裁定されておりま
すが、併し日発の主張といたしまし
ては、指定会社の解散及び新会社の設
立に当たりましては、株式交付比率は実
体価格によるべきものである、配電一
に対し、実体価値の比率によれば日
発は一・七四になる。だから若し総資本
金額の増加ができるならば、その
代案として交付せらるべき特別配当金
は二十五円が至当で、これは恩恵的の
ものでもなく、不利益を補償するもの
でもなく、当然に主張すべき権利であ
るというように申しております。再編
成は勿論電気事業再編成令によつて行
われておるのであります。その手続
は集排法に準拠しております。集排法
第十二條によりますれば、「再編成計
画が債権者、社債権者及び株主を公正
且つ公平に取り扱つていなければ、
は、これを承認してはならない。」と規

定しております。而して、公益事業委員会の裁定に對して不服である者は異議の申立をなすことができるところになつておられますけれども、再編成によつて旧会社全部を解散いたしまして、新会社に殆んど旧会社の全資産が出资されておりますので、旧会社はただ單に清算事務を扱うということに過ぎないのです。假に異議の申立が成立いたしたとしたとしても、一体誰がその結果について責任を負うのか、誰が損害賠償の責任者であるかといふのがあります。假に異議の申立が成り立たなかったとしても、一体誰が損害賠償の責任者であるかといふのがあります。假に異議の申立が成り立たなかったとしても、一体誰が損害賠償の責任者であるかといふのがあります。

たために、株主の失権数を非常に増してあります。殊に日発の株主は九つの会社に分けられるために、二重に失権者

の数を増加しております。そこで、余りにも小株主の利益を軽視したのではないかと思われるのです。

人間問題、電源問題は、すでにか

のではないかという説を免れないのです。

私は何も申上げませんが、結論といつたして、特に公益事業委員会に希望

いたしたいのは、我が国再建の途上最も重要な電気事業の今後の円満なる遂行を希望いたすために、公益事業委員会より

いたしました。私は約束したいと思うわけです。それであるのにもかかわらず、

分な覺悟があるはずであることを、皆

現在行われつあるこの交渉は、私は相当困難だと思ひます。今日の新聞に

ありますと、公益事業委員会から何ら

かの提案がされて、そうして、それを

日発側が断わつたということになつておるらしい。併しながら事情を聞いて

見ますと、これはまだなかへ重大的な問題を私は含んでおると思つ。なぜ

ならば、公益事業委員会は、從来のいわゆる純善的なと言いますか、或いは

薄暗いと言うか、そういう態度を決してはつきりとは改められてはいないと

思つてあります。昨日示された内容の中にも含まれておりますように、すべての問題は、具体的な内容

の問題よりも、この問題の中心にあるところの五人の公益事業委員会のメン

バーが、從來決してうまく仕事をしておらなかつたといふところにすべてが

かかるつておると思います。従つて、又この共産党から自由党まで、すべての

会派を通じて、恐らく全会一致で以て

いうふうになつておる。日発株主の損

害を填補する内容に充てろといふこと

を言つておる。具体的に言えば、形式的には清算費用を日発が支拂いに七

億にしてやるが、本当はその三億はそのまま五円ずつのプラス・アルファの

内容にして、そしてプラス・アルフ

アの内容が十五円だということを意味

じて、そして十円というプレミアム、プレミアムではなくて、プラス・

アルファの内容がおかしいというのであるならば、それをはつきり改めれば

よい。逆に言うならば、むしろこの契約

は不可能な状況になつておる。すでに

一ヵ月ぐらい前から関係者が集まつて、新らしい会社ができた場合に、余

り大きく電気の多い所と少い所があつてはならないという需給契約の相談をしておるが、すでに一、二週間くらい

前にその相談が実質上決裂したよだ

しながら、名目を一応日発が支拂い通

じうだというように切り出すような態度

であるならば、この交渉は私は案外う

まく行くかも知れんと思うのです。併

</

ない。需給契約の骨組さえもできない。こういう状態で新らしい会社が発足して、そうしてその使命を全からしめるところの仕事ができるかどうか。私は本当に心配で、心配がないわけです。そういう状態である間に、まだ何だかその面目に、面子に囚われてはつきりと十分やるなら十分やるということならないのに、まだ何だか清算費用とか何とか、けち奥いことを言しながらこの仕事をしようとしている。そして、その上になお、それで以て私は同じようなことを感じるのか何が呼んだらうですが、そうして行つたそのあとに日發縦裁から断つたらしいので、この会見があつた直後、新聞記者諸君と公益委員会が会見したそうだ。その際に、こういう状態で、ものが言われておる。これはどういう話で呼んだのだといふ言い方の記者諸君の質問に対し、呼んだといふ方がされておる。諸君、こういふ感情で以て相手にして、そして係を調節しなければならん任務の公益委員会が、何だか初めから一定の者を交渉したのか、交渉せなかつたのか、或いは誰々が重役を断つたと言ふけれども、本当に敵対感覚で以て利害当事者の関係を進められる。これはまあ年寄の冷水と言ふか、年寄の一徹と言ふか、そんな感じで見るな

ことだ。そこで現在の政治の仕事ができるはずがないと私は思うのであります。しかし。私は本当に心配で、心配がないわけです。そういう状態である間に、まだ何だかその面目に、面子に囚われてはつきりと十分やるなら十分やるということならないのに、まだ何だか清算費用とか何とか、けち奥いことを言しながらこの仕事をしようとしている。そして、その上になお、それで以て私は同じようなことを感じるのか何が呼んだらうですが、そうして行つたそのあとに日發縦裁から断つたらしいので、この会見があつた直後、新聞記者諸君と公益委員会が会見したそうだ。その際に、こういう状態で、ものが言われておる。これはどういう話で呼んだのだといふ言い方の記者諸君の質問に対し、呼んだといふ方がされておる。諸君、こういふ感情で以て相手にして、そして係を調節しなければならん任務の公益委員会が、何だか初めから一定の者を交渉したのか、交渉せなかつたのか、或いは誰々が重役を断つたと言ふけれども、本当に敵対感覚で以て利害当事者の関係を進められる。これはまあ年寄の冷水と言ふか、年寄の一徹と言ふか、そんな感じで見るな

今度、最近におきましてアメリカは、

アメリカから帰つたおみやげ話に、

か。私は本当に心配で、心配がない

わけです。そういう状態である間に、

まだ何だかその面目に、面子に囚われてはつきりと十分やるなら十分やる

ということならないのに、まだ何だか

清算費用とか何とか、けち奥いことを

言しながらこの仕事をしようとしてお

る。そして、その上になお、それで

以て私は同じようなことを感じるの

か何が呼んだらうですが、そうして行

つたそのあとに日發縦裁から断つた

らしいので、この会見があつた直

後、新聞記者諸君と公益委員会が会見

したそうだ。その際に、こういう状態

で、ものが言われておる。これはど

ういう話で呼んだのだといふ言い方の

記者諸君の質問に対し、呼んだとい

ふ方がされておる。諸君、こういふ

感情で以て相手にして、そして係を調

節しなければならん任務の公益委員会

が、何だか初めから一定の者を

交渉したのか、交渉せなかつたのか、或

いは誰々が重役を断つたと言ふけれども、本当に敵対感覚で以て利害当事者の関係を進められる。これはまあ年寄の冷水と言ふか、年寄の一徹と言ふか、そんな感じで見るな

こういうやみくもやり方が私は方法として許されるわけはないと思う。私は決して今、株式比率の一対一が悪い

ことだ。そこで現在の政治の仕事ができるはずがないと私は思うのであります。

アメリカから帰つたおみやげ話に、

か。私は本当に心配で、心配がない

わけです。そういう状態である間に、

まだ何だかその面目に、面子に囚われてはつきりと十分やるなら十分やる

ということならないのに、まだ何だか

清算費用とか何とか、けち奥いことを

言しながらこの仕事をしようとしてお

る。そして、その上になお、それで

以て私は同じようなことを感じるの

か何が呼んだらうですが、そうして行

つたそのあとに日發縦裁から断つた

らしいので、この会見があつた直

後、新聞記者諸君と公益委員会が会見

したそうだ。その際に、こういう状態

で、ものが言われておる。これはど

ういう話で呼んだのだといふ言い方の

記者諸君の質問に対し、呼んだとい

ふ方がされておる。諸君、こういふ

感情で以て相手にして、そして係を調

節しなければならん任務の公益委員会

が、何だか初めから一定の者を

交渉したのか、交渉せなかつたのか、或

いは誰々が重役を断つたと言ふけれども、本当に敵対感覚で以て利害当事者の関係を進められる。これはまあ年寄の冷水と言ふか、年寄の一徹と言ふか、そんな感じで見るな

の際に、たつた五人のわけのわからぬ人がどういうべきで、どういう人をきめられたのかわからないよなやう

は決して今、株式比率の一対一が悪い

ことだ。そこで現在の政治の仕事ができるはずがないと私は思うのであります。

アメリカから帰つたおみやげ話に、

か。私は本当に心配で、心配がない

わけです。そういう状態である間に、

まだ何だかその面目に、面子に囚われてはつきりと十分やるなら十分やる

ということならないのに、まだ何だか

清算費用とか何とか、けち奥いことを

言ながらこの仕事をしようとしてお

る。そして、その上になお、それで

以て私は同じようなことを感じるの

か何が呼んだらうですが、そうして行

つたそのあとに日發縦裁から断つた

らしいので、この会見があつた直

後、新聞記者諸君と公益委員会が会見

したそうだ。その際に、こういう状態

で、ものが言われておる。これはど

ういう話で呼んだのだといふ言い方の

記者諸君の質問に対し、呼んだとい

ふ方がされておる。諸君、こういふ

感情で以て相手にして、そして係を調

節しなければならん任務の公益委員会

が、何だか初めから一定の者を

交渉したのか、交渉せなかつたのか、或

いは誰々が重役を断つたと言ふけれども、本当に敵対感覚で以て利害当事者の関係を進められる。これはまあ年寄の冷水と言ふか、年寄の一徹と言ふか、そんな感じで見るな

す。先づ委員長の報告を求めます。水

産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

右の議案を発表する。

昭和二十六年三月二十一日

発表者

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

昭和二十六年三月二十一日

秋山俊一郎 千田 正

木下辰雄 青山正一

衆議院議長佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案

<div data-bbox="33

規定にかかわらず、省令で定め
る。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

本法律案は秋山俊一郎君ほか三名の提案であります。提案の理由とその内容について簡単に御説明申上げます。
漁船法は第七国会において成立いたしましたが、その後の運用の実績に徴しまして改正を要する点が二三あるのであります。

先ずその第一点は、漁船の建造、改
造等の工事完成後に認定を行ふことに
いたしたことであります。現行法によ
りますと、漁船の建造及び改造の許可
には、漁業の種類であるとか総トン数
とかその他いろいろの條件が必要とな
つております。併しながら、今までの
経験によりますと、建造された漁船が
これらの條件に合致しない場合が多く
あるのであります。かようなわけで、
農林大臣が合計総トン数の最高限度を
定め、その性能の基準を確保して、漁
業の調整及び取締の完全を期する上
に、甚だしき支障を来たすのであります
す。それで新たに規定を設けてこの種

の違反の絶滅を期そうとするのであります。

第二点は漁船の登録県の検認の制度を設けたことであります。漁船が登録された後、その登録事項に変更を生じたときは、変更の登録をしなければならぬこととなつておりますが、その申請を爲つたり、或いは故意にしない者が多い

船の実態とが相違しておる場合が多いのであります。これを確実に合致させるために、新たに都道府県知事が三年ごとに漁船とその登録県について検認を行うこととしたのであります。

改正の第三点は登録手数料を都道府県の収入とするにいたしたこととあります。従来は登録手数料は国の収入として、実務を取扱う都道府県に対する

つたのであります。が、地方財政確保の見地からかように改めた次第であります。

以上の二点が改正の主要なるものであります。

委員会におきましては、かねて委員会各位の一致した主張でもあり、立案に當つても十分に研究いたした事項でありますので、余り質疑もなく、討議を省略し、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

ければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

○議長(佐藤尚武君) 案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）／日程第三、外國為替資金特別会計法案、日程第五、農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案（へいすれも内閣提出、衆議院送付）、以上四案を一括して議題とする」と御要議ありますか。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の

一、前記改正する法律
旧令による共済組合等からの年金
受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部
を次のよう改正する。
第七條を次のよう改める。
(日本製鉄八幡共済組合に対する
会員の支給)

第七條 国は、日本製鉄八幡共済組合が、旧製鉄所現業員共済組合に開する件（大正十一年勅令第四百九十五号）の規定に基いて組織された製鉄所共済組合（以下「旧製鉄所共済組合」という。）の組合員で、あつた者に支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合は、その年金の改定に因り増加する費用（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡

3 2 が給付事由とする年金の額の改定に因り増加する部分を除く。)に対し、当該年金受給者(旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く。)が旧製鉄所共済組合の組合員であつた期間に拂い込んだ掛け金の合計額の当該年金受給者が組合員であつた全期間に拂い込んだ掛け金の総額に対する割合とみなされる割合を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を、当該共済組合の請求に基づきこれに交付する。

前項に規定する割合は、大藏大臣の定めるところにより、保険数理に基いて算出するものとする。

第一項の金額は、日本製鉄八幡

共済組合が年金額を改定した年度

四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとす
る。

改正後の第七條の規定により昭和二十五年度分及び昭和二十六年度分として交付すべき金額の全額とみなす。
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
外國為替資金特別会計法案
よつて国会法第八十三條により送付

昭和二十六年三月二十四日
衆議院議長 林 譲治
參議院議長佐藤尚武殿
一 外國為替資金特別會計法案
一 外國為替資金特別會計法
(設置)

第一條 政府の行く外国為替等(外
國為替及び外國貿易管理法(昭和
二十四年法律第二百一十八号)第
六條第一項に規定する對外支拂手
段及び外貨債權並びに對外支拂の
決済上必要な金銀地金をいう。以
下同じ。)の売買及びこれに伴う取
引を円滑にするために外國為替資
金を置き、その運営に関する経理
を一般会計と区分して特別に行う
ため、特別会計を設置する。

(管理及び運営)

第一條 この会計は、外国為替資金を所轄する内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 内閣総理大臣は、外国為替資金委員会をしてこの会計の運営を行わせるものとする。
(外国為替資金)

第三條 外国為替資金は、予算の定めることにより一般会計から繰り入れる繰入金をもつて充てる。

(外国為替資金補足のための一時借入金及び融通証券)

第四條 外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。)に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、経な予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(外国為替資金の運営)

第五條 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。

2 外国為替資金委員会は、前項の規定によるときには、外國為替等の売買に運用するものとする。

(外国為替資金の運営の事務の委託)

第六條 外国為替資金委員会は、前項の規定による外国為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取扱うことができる。

2 外国為替資金を外国為替銀行(外国為替及び外國貿易管理法第十條第三項に規定する外國銀行で大蔵大臣の指定するる)及び外國銀行で大蔵大臣の指

るもの(以下「外国為替銀行等」と総称する)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越の契約に基く場合を含む。以下本項中同じ。)又は同資金に属する現金を外国為替銀行等に預入し、若しくは貸し付け

ことができる。

3 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、外国為替銀行等から、外国為替等の預入を受け、若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又は、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を借り入れ(借越の契約に基く場合を含む)、又は外国為替手形の引受若しくは外国為替銀行等の外国為替等に係る債務の保証をし、又は、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を借り入れることができる。

4 外国為替管理委員会は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この会計の負担において、外国為替銀行等から外国為替等の寄託を受け、又は外国為替銀行等に外国為替等を寄託することができる。

5 この会計において、外国為替等に属する現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(外國為替資金の運営)

第六條 外國為替資金は、外國為替等の売買に運用するものとする。

2 外國為替資金委員会は、前項の規定によるときには、外國為替等の売買に運用するものとする。

(外國為替資金の運営の事務の委託)

第七條 外國為替資金委員会は、前項の規定による外國為替等の運営に関する事務を、日本銀行に取扱うことができる。

(外國為替資金の運営の事務の委託)

第八條 外國為替資金の運営の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(外國為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第九條 外國為替等の価額は、外國為替相場(外國為替等のうち金銀地金以外のものについては外國為替及び外國貿易管理法第七條第一項又は第二項の規定により大蔵大臣が定める基準外國為替相場又は裁定外國為替相場をいい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第百八十八号)に規定する統制額とする。以下同じ。)に変更があつたときは、その都度、変更後の外國為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外國為替等の価額の改定に基づいて生ずる利益又は損失は、外國為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

(収入及び歳出)

第十條 外國為替資金の収入及び歳出は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

(外國為替等の売買に伴う損益の処理)

第七條 外國為替等の売買に伴つて生じた利益は、この会計の当該年の歳入に組み入れ、外國為替等の売買に伴つて生じた損失は、この会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。但し、補てんのための

この会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対しても足するときは、当該不足額は、翌年度において組てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失が当該補てん額に対しても不足するときは、当該不足額は、翌年度に組てんするものとする。

3 前項の規定による利息及び損失の計算の方法並びに当該利息の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

2 前項の規定による利息及び損失の計算の方法並びに当該利息の繰入及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

(外國為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第九條 外國為替等の価額は、外國為替相場(外國為替等のうち金銀地金以外のものについては外國為替及び外國貿易管理法第七條第一項又は第二項の規定により大蔵大臣が定める基準外國為替相場又は裁定外國為替相場をいい、金銀地金については物価統制令(昭和二十一年勅令第百八十八号)に規定する統制額とする。以下同じ。)に変更があつたときは、その都度、変更後の外國為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外國為替等の価額の改定に基づいて生ずる利益又は損失は、外國為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

(収入及び歳出)

第十條 外國為替資金の収入及び歳出は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

第十一條 外國為替資金の収入及び歳出は、左の書類を添附しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

(歳入歳出予定計算書及び損益計算書)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十條第一項に規定する利

益を除く。以下同じ。)、第十八條

第二項但書の規定による借入金の

借入及び融通証券の発行による收

入金、第十四条の規定による一般

金、外國為替資金の運営に基く收

益金(外國通貨をもつて表示され

るものについてはその円貨代り金

とし、第七條第一項に規定する利

益を除く。以下同じ。)、第十九條

第二項但書の規定による借入金の

借入及び融通証券の発行による收

入金、第十四条の規定による一般

会計からの補てん金及び附屬雜收

入をもつてその歳入とし、事務取

扱費、事務委託費、外國為替資金

の運営に要する経費(外國通貨をもつて表示されるものについ

ては、その円貨代り金。以下同

じ)、第十九條第二項但書の規定

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

(予算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第十條第一項に規定する利

益を除く。以下同じ。)、第十九條

第二項但書の規定による借入金の

借入及び融通証券の発行による收

入金、第十四条の規定による一般

会計からの補てん金及び附屬雜收

入をもつてその歳入とし、事務取

扱費、事務委託費、外國為替資金

の運営に要する経費(外國通貨をもつて表示されるものについ

ては、その円貨代り金。以下同

じ)、第十九條第二項但書の規定

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

による借入金及び融通証券の償還

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

2 前項の定規による一時借入金
融通証券及び練替使用金は、当
年度の歳入をもつて償還しなけ
ばならない。但し、歳入不足の
ため償還できないときは、その償
することができない金額を限り、
この会計の負担において借入金
し、又は融通証券を発行するこ
ができる。
3 前項但書の規定による借入金
は融通証券は、一年内に償還し
ければならない。
(一時借入金、借入金及び融通証券
の起債、償還等の事務)
第十九條 第四條第一項の規定によ
る一時借入金及び融通証券、前條
第一項の規定による一時借入金並
び融通証券並びに同條第二項但
の規定による借入金及び融通証券
の起債、償還等に関する事務は、
大蔵大臣が行う。
(国債整理基金特別会計への練入
第二十條 第四條第一項の規定によ
る一時借入金及び融通証券の利子、
子、第十八條第一項の規定による
一時借入金及び融通証券の利子、
同條第二項但書の規定による借入
金及び融通証券の利子及び償還全
並びにこの会計の負担に属する融
通証券の発行及び償還に關する詳
細の支出に必要な金額は、毎会計
年度、国債整理基金特別会計に繰
り入れなければならない。

(資金支出負担行為計画及び資金支拂計画)

第一條 外國為替管理委員会は、政令で定めるところにより、外國為替等の買取並びに外國為替資金に属する現金の預入及び貸付の原因となる契約その他の行為(以下「資金支出負担行為」という。)の所要額並びに外國為替資金に属する現金の支拂(以下「資金支拂」という。)の所要額を定め、資金支出負担行為の計画(以下「資金支出負担行為計画」という。)又は資金支拂の計画(以下「資金支拂計画」という。)に關する書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による因爲替管理委員会及び会計検査院に、資金支拂負担行為計画及び資金支拂計画の承認をしたときは、外國為替管理委員会、会計検査院及び日本銀行にその旨を通知しなければならない。

3 外國為替管理委員会は、資金支出負担行為又は資金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た資金支出負担行為計画又は資金支拂計画に定める金額をこえてはならない。(支出未済額の繰越)

第二十二条 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支払済とならなかつたものに係る歳出予算是、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（金銀地金の取得）

第二十三條 この会計において取得することができる金銀地金は、対外支拂の決済上必要なものに限る。

（会計の運営に関する事務の委託）

第二十四條 外国為替監理委員会は、第六條に規定する事務の外、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外国為替監理委員会は、外債監督資金の運営に要する経費の支拂に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

（実施規定）

第二十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、昭和一十六年四月一日から施行する。

2 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百一十七号）は、廃止する。

附 則

4 外國為替特別会計において、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、事務取扱費、事務委託費並びに附属諸費につき、昭和二十五年度中に支拂義務の生じた歳出金(以下「支出決定済歳出金」という)で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、この会計に繰り越して使用することができる。

5 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越しについて適用する。

6 この法律施行の際外國為替特別会計に属する資産(現金及び未收金債権を除く。及び負債(支出決定済歳出金に係るものを除く。)は、外國為替資金に帰属するものとする。

7 外國為替特別会計の昭和二十五年度の出納の完結(以下「出納の完結」という。)の際同特別会計に属する現金のうち支出決定済歳出金に係る負債で出納の完結までに弁済を終らなかつたもの(以下「繰越負債」という。)の額に相当する金額を除いたもの及び出納の完結の際同特別会計に属する未收金債権は、出納の完結の際外國為替資金に帰属するものとする。

8 繰越負債は、出納の完結の際に会計に帰属するものとし、同特別会計の歳出をもつて弁済するものとする。

計に属する現金のうち繰越負債の

額に相当するものは、その際この会

計の戻入に繰り入れるものとする。

10 旧外国為替特別会計法第十四条

第四項但書の規定により借り入

れ、又は発行した借入金又は融通

証券でこの法律施行の際償還未済

のものは、第四條第一項の規定に

て借り入れ、又は発行した一時借

入金又は融通証券とみなす。但

し、当該借入金又は融通証券の額

は、同條第二項の規定による一時

借入金及び融通証券の限度額の計

算には算入しないものとする。

11 外國為替及び外國貿易管理法の

一部を次のよう改正する。

12 外國為替管理委員会設置法（昭

和二十四年法律第二百二十九号）

「外國為替特別会計」を「外國為替

資金結別会計」に改める。

13 外國為替特別会計への繰入及び

給の財源に充てるため特別会計

等からする一般会計への繰入及

納付に関する法律（昭和二十五年）

法律第六十二号の一部を次のよ

うに改正する。

第一條中「造幣局特別会計」を

「外國為替資金特別会計、造幣局

特別会計」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

緊要物資輸入基金特別会計法案

右の内閣提案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付

する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 謙治

參議院議長 佐藤尚武殿

緊要物資輸入基金特別会計案

緊要物資輸入基金特別会計法

〔設置〕

第一條 外國で生産された物資を政

府において緊急に取得することを

必要とするものの取得及び売拂を

円滑にするために緊要物資輸入基

金を置き、その運用に関する經理

を一般会計と区分して特別に行う

ため、特別会計を設置する。

（管理）

第一條 この会計は、通商産業大臣

が、法令の定めるところに従い、

管理する。

〔緊要物資輸入基金〕

第三條 緊要物資輸入基金（以下「基

金」という。）は、予算の定めると

ころにより一般会計から繰り入れ

る繰入金をもつて充てる。

（基金の運用）

第四條 基金は、政府において特殊

ことを必要とする外国で生産され

た物資に運用することができます。

この会計において、基金に属す

現金に余裕があるときは、これ

を資金運用部に預託することができます。

〔基金の運用に伴う利益又は損失

の処理〕

第五條 この会計において、前條第

一項の規定による基金の運用によ

つて利益が生じたときは、これを

この会計の当該年度の歳入に組み

入れ、同項の規定による基金の運

用によつて損失を生じたときは、

これをこの会計の当該年度の歳出

をもつて補てんする。但し、補て

んのためのこの会計の当該年度の

歳出予算額が当該補てん額に対し

て不足するときは、当該不足額

は、翌年度において補てんするも

のとする。

2 前項の規定による利益及び損失

の計算の方法並びに当該利益の組

入及び当該損失の補てんの時期

は、政令で定める。

〔基金に属する現金の出納命令の

委任〕

第六條 通商産業大臣は、基金に属

する現金の出納執行の命令を部下

の部局の長に行わせることができ

る。

〔歳入及び歳出〕

第七條 この会計においては、第五

條第一項の規定による利益の組入

金、第四條第二項及び第十五條の

規定による預託金の利子、第十六

条第二項但書の規定による借入金

及び融通証券の発行による

収入金、第十二條の規定による一

般会計からの補てん金並びに附屬

雜收入をもつてその歳入とし、事

務取扱費、第十六條第二項但書の

規定による借入金及び融通証券の

償還金、一時借入金、借入金及び

融通証券の利子、融通証券の発行

及び償還に関する経費、第五條第

一項の規定による損失の補てん金

並びに附屬諸費をもつてその歳出

とする。

〔歳入歳出予定計算書の作製及び

送付〕

第八條 通商産業大臣は、毎会計年

度、この会計の歳入歳出予定計算書

を作製し、大藏大臣に送付しな

ければならない。

〔歳入歳出予定計算書の作成〕

2 前項の歳入歳出予定計算書に

度、この会計の歳入歳出予定計算書

書を作製し、大藏大臣に送付しな

ければならない。

〔歳入歳出予定計算書の区分〕

2 前項の歳入歳出予定計算書に

は、左の書類を添附しなければな

らない。

〔前前年度の貸借対照表及び損

益計算書〕

2 前項の歳入歳出予定計算書に

は、左の書類を添附しなければな

らない。

〔前年度及び当該年度の予定貸

借対照表及び予定損益計算書〕

2 前年度及び当該年度の予定貸

借対照表及び予定損益計算書に

は、歳入の性質及び歳出の目的に

従つて、款及び項に区分する。

〔予算の作成及び提出〕

2 前項の予算には、第八條第一項

に規定する歳入歳出予定計算書及

び同條第二項各号に掲げる書類を

添附しなければならない。

〔決算上の剩余の繰入〕

2 前項の会計において、毎会

需要に応じたため緊急に取得する

〔歳入歳出〕

2 前項の会計においては、第五

條第一項の規定による利益の組入

金、第四條第二項及び第十五條の

規定による預託金の利子、第十六

条第二項但書の規定による借入金

及び融通証券の発行による

〔歳入歳出〕

2 前項の会計においては、第五

條第一項の規定による利益の組入

金、第四條第二項及び第十五條の

規定による預託金の利子、第十六

出決定計算書を作製し、大蔵大臣に添付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十五條 この会計において、歳出の支拂上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(歳出の支拂上り余裕)

第十六條 この会計において、歳出の起債並びに基金に属する現金の緑替使用

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債並びに基金に属する現金の緑替使用)

第十七條 この会計において、歳出の起債、償還等の事務

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する(支出来未済額の繰越)

第十九條 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、基金に属する現金の支拂計画

(基金支出負担行為計画及び基金繰り入れなければならない)。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び緑替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金を

し、又は融通証券を発行することができる。

3 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等の事務)

第十七條 前條第一項の規定による(國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する(支出来未済額の繰越)

第十九條 この会計において、支拂の利子、第十六條第二項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金並びにこの会計の負担に属する融通証券の発行及び償還に関する経費の支拂に必要な金額は、毎年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により緑替をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により緑替をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第二十一條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

2 附 則

1 この法律中附則第三項の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

拂計画の承認をしたときは、基金支出負担行為計画については、通商産業大臣及び会計検査院に、基金支拂計画については、通商産業大臣、会計検査院及び日本銀行に、その旨を通知しなければならない。

3 昭和二十五年度において旧貿易会計の歳入に繰り入れるものとする。

4 昭和二十五年度における貿易特入又は融通証券で、昭和二十六年三月三十日までに償還できないもの(以下「未償還借入金等」といふ)は、同條第三項の規定にかかるわらず、貿易特別会計の昭和二十五年度の歳入をもつて償還する事務は、大蔵大臣が行う。

5 通商産業大臣は、基金支拂計画に定める行為又は基金支拂をしようとするときは、第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た基金支出負担行為又は基金支拂計画に定める金額をこえてはならない。

6 法律第四十一号)は、廃止する。

7 出納の完結の際貿易特別会計に属する現金は、出納の完結の際一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

8 昭和二十五年度における貿易特別会計の歳出予算中同年度において支拂義務の生じた歳出金で出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度より借り入れ、又は発行した一時借入金又は融通証券で、昭和二十六年三月三十日までに償還できないもの(以下「未償還借入金等」といふ)は、同條第三項の規定にかかるわらず、貿易特別会計の昭和二十五年度の歳入をもつて償還することができる。

9 第二十條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

10 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

11 第九條第一項第十二号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

12 第十一条第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改める。

13 第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

14 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

15 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

16 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

17 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

18 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

19 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

20 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

2 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)は、廃止する。

3 昭和二十五年度において旧貿易特別会計の歳出予算中同年度において支拂義務の生じた歳出金で出納の完結の際一般会計に繰り入れるものとする。

4 昭和二十五年度における貿易特別会計の歳出予算中同年度において支拂義務の生じた歳出金で出納の完結の際一般会計に繰り入れるものとする。

5 第二十條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

6 第九條第一項第十二号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

7 第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

8 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

9 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

10 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

11 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

12 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

13 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

14 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

15 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

16 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

17 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

18 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

19 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

20 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

7 出納の完結の際貿易特別会計に属する現金は、出納の完結の際一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

8 昭和二十五年度における貿易特別会計の歳出予算中同年度において支拂義務の生じた歳出金で出納の完結の際一般会計に繰り入れるものとする。

9 第二十條第一項及び第三項の規定は、前項の規定による繰越について準用する。

10 第九條第一項第十二号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

11 第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

12 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

13 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

14 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

15 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

16 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

17 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

18 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

19 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

20 第十一條第三項第五号及び第六号中「貿易特別会計」を「緊要物資輸入基金特別会計」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

第一條中「貿易特別会計」を削り、「輸出信用保険特別会計」、「の下に「中小企業信用保険特別会計」、「緊要物資輸入基金特別会計」、」を加える。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業共済再保險特別会計法の一部
を改正する法律案

業勘定へノ繰入金ヲ以テ其ノ歳トス
前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリ、
受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ、
作物共済及畜産共済ニ関スル異端
災害ノ発生ニ伴フ農業勘定ニ於
ル再保險金ノ支拂財源ノ不足ニ
ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルト
モノトス
第一項ノ規定ニ依ル農業勘定ヘ
繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ、
作物共済及畜産共済ニ関スル異端
災害ノ発生ニ伴フ同勘定ニ於ケ
再保險金ノ支拂財源ノ不足ニ充
ル為ニヲ繰入ルルモノトス
第三條中「一般会計及食糧管理社
別会計」を「一般会計、食糧管理社
別会計及再保險金支拂基金勘定」に
改める。
第六條を次のように改める。

代からの在職者で、民営後受給資格の発生した者の年金の国庫負担につきは別の措置を講じようとするものであらります。即ちこの組合の年金受給者のこと、官業共済組合時代の退職者に対することは、先に年金額の改定に伴い、必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を国が同組合に交付する措置を講ぜられたのであります。が、官業共済組合時代からの在職者で民営後受給資格の発生した者には何らの顧慮がなされなかつたのであります。併しこの掛置を官業共済組合時代の退職者のみに限定いたしますことは、官業終管の特權に照して、その理由が極めて薄弱であるばかりでなく、公平の観念にも反しますので、受給事由の発生が官業共済組合時代であると民営後であるとも問わず、年金額増加分のうち、官業共済組合時代の在職に相当する部分の二分の一を国庫負担することとして、の国庫負担額を年金額改定の翌年支

じます。かくして質疑を終了いたしました。討論に入り、愛知委員から賛成の意旨が述べられ、採決の結果、全会一致致以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次は、只今議題となつております國為替資金特別会計法案の委員会における審議の経過並びに結果について知報告を申上げます。

本案は、政府の行う外国為替等の買及びこれに伴う取引を円滑にするために、外國為替特別会計法を廃止して新たに外國為替資金を置きまして外國為替等の売買に運用することとして、その運営に関する經理を一般会計と区分して行うため、外國為替資金特別会計を設置いたそうとするものであります。本特別会計は内閣總理大臣が管掌いたし、その運営は外國為替管理委員会が行うこととし、その歳入としては、外國為替等の売買に伴つて生ずる利益、外國為替資金の運営に基く収入金、借入金の借入及び融通債券の利

農業共済再保險特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次の
よつて改正する。

同勘定ヨリ再保險金支拂基金勘定ニ
ニ攝入レタル金額アル場合ニ於
ハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額
相当スル金額ニ達スル迄ノ金額
ハ之ヲ再保險金支拂基金勘定ニ
入ルルモノトシ猶残余アルトキ
農業勘定ノ積立金トシテ之ヲ積
ツベシ

と/orするものであります。
なおこの法律の施行期日は本年の二月一日であります。が、本年一月一日から適用することとし、現行法の規定によつて交付した金額は改正法の規定により昭和二十五年度及び二十六年度交付すべき金額の全額とみなすこととなつたのであります。

本案の審議の詳細につきましては、
速記録によつて御承知を願いたいとす

による収入金、決算上の不足補填のための一般会計からの補填金を以てし、事務取扱費、事務委託費、外國為替等の金の運営に要する経費、借入金及び融通証券の発行及び償還に関する経費及び外國為替等の買に伴つて生ずる損失の補填金等の経費を以て歳出といたしますと共に、特別会計に必要な措置を規定いたしましたのであります。

本案の審議に当りますては、いわゆるインベントリー・ファイナンスの問題、外國貿易の趨勢に伴う為替資金の動き、外銀ユーチュンスと日銀ユーチュンスとの相連点等につき熱心なる質疑が行われ、これに対し政府からも、本会計が貿易の円滑なる進行を図るために必要なゆえんを悉切丁寧に説明がありましたが、その詳細につきましては速記録によつて御了承をお願いいたしましたが、その點存じます。

会計からの繰入金を以て「これに充てる」とこととし、その運用に関する経理を一般会計と区分して行うために、緊要物資輸入基金特別会計を設置したそとで、物資の取得及び完拂は基金の運用として行うこととし、この会計の歳入歳出は、基金の運用によつて生じた利益の組入金の利子、借入金の借入及び融通証券の発行による收入金、決算上の不足補填のため的一般会計からの補填金等を以てその歳入とし、事務取扱費、借入金及び融通証券の償還金、一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費並びに基金の運用によつて生じた損失の補填金等を以てその歳出としたそとすると共に、

の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申上げます。

本案は、異常災害の発生によつて再保険金の支拂が増加し、そのため支拂財源に不足が生じました場合の措置いたしまして、從来より一般会計からこの不足分を補填するため繰入を行なつて参りましたが、今後においても異常災害の発生が予想されますので、本特別会計に新たに再保険金支拂基金勘定を設けまして、農作物の共済及び蚕共済に関する異常災害の発生したときの再保険金の支拂財源に不足が生じました場合には、再保険金支拂勘定より繰入金となして積き、農業勘定から補填することができる」とし、農業勘定における再保険金の支拂の円滑化を図らうとするものであります。

又、本特別会計の農業勘定及び家畜勘定において一時支拂上現金の不足を生じたときは、再保険金支拂基金勘定ができることとし、農業勘定及び家畜勘定における支拂の円滑化を図らうとするものであります。

本案審議に当り、各委員と政府委員との間に熱心なる質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録によることを御承知願います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

○副議長（三木治朗君） 討論の通告がござります。順次発言を許します。吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 私は、只今議題となりました外國為替資金特別会計法案についてまして、日本社会党を代表して反対討論をなすものであります。

反対の主要点は、この法案による外國為替資金が一般会計から繰込まれる繰入金を以て充てられる点に關連し、具体的には、この法律によつて昭和二十六年度五百億を繰入れることについてであります。

その第一の理由は、外國為替資金として五百億を繰入れることはインフレ対策としては目的を外れたものであるという点であります。この外為特別会計へのインベントリー・ファイナンス五百億の繰入は、昭和二十六年度予算の中で最も彈力性のあるものの一つとして、貿易インフレを財政面から抑圧する手段として採用せられるものであります。併し予定された外貨受取超過額は七千八百万ドル、昨年下半期の実績は二億六千六百万ドル、これは朝鮮銀行発行後輸出超過及び貿易外受取超過額過の結果であります。そして二月の輸入信用状は三億ドル近くまで達したと伝えられております。かくして本年二月末日、銀券發行高は三千九百九十七億円、昨年同期に比して八百七十九億

円余の増、明らかに輸出インフレであります。輸出の増加に比して輸入がこれに伴わず、物資の減少に加えて、思惑、投機が行われ、軍拡傾向による国際物価の高騰の波が為替レートの固定化のためにそのまま日本経済に及んで、生産財の業者仲間相場が、この三月で朝鮮動乱後七割四分、消費財でも四割五分と上昇いたしました。この物価高、インフレ、外貨受取超過は、輸入の促進とこれによる生産の確保によつて相殺されねばなりません。或いは又為替レートの変更も考え得られる一つの対策であろうかとも言う向きもあります。併し安い原料で作つた安い生産品を輸出して、高い原料を買わねばならなくなつてゐる現状であります。二十四日の日本経済新聞に掲載せられたバウル・AINCHOTT氏の所論は、再軍備と原料不足が各国の輸出に漸次制限を加えつゝある傾向を指示しております。日本経済協力態勢によつて希望の原材料は輸入でできると希望せられておりますけれども、事態はしかし簡単ではないようであります。ともあれ、今後考えられるインフレの真の原因是、世界的に統制され割当てられて輸入せられる貴重な物資が、国民経済の拡大再生産のために使われず、経済外の、軍需的消費のために使用せられる危険性にあるのであります。鈴木武雄教授は、「このことを本院の予算委員会の公述において、「若

し、言うところの資本蓄積が平和的な方向において行われるのですなにされども、やがて国民所得は増加して、結局国民生活水準の回復乃至向上をもたらすものと言えるのであります。しかし非生産的な軍需的方向に資本蓄積が強化され、そのためには、それは過渡的な犠牲とは言えないのです。」と述べておられるのであります。金融政策として外為特別会計へのインベントリー・ファイナンス五百億導入反対は、衆議院における公述人として出席された資本家代表である第一物産水上副社長、日産協団越常務理事が、ひとしく述べられておるところであります。ひとしく日本銀行が外為の持つておるドルを買う方法を対案として提出しておられるのであります。

方、法人税や高額所得者の所得税は著しく軽減し、法人の市町村民税のことと引き千円前後のものとし、朝鮮事変後の米へん、金へん景氣にもかかわらず、超過所得には課税せず、勤労大衆への大衆課税によつて集めたその税金の中から五百億を外為特別会計へ繰入れようといふのでありますから、このこととは逆に言ひますならば、それだけ勤労大衆の負担の増加であり、国民生活水準の引下げであります。日本社会党は勤労者の政党として、かかる法案には断乎反対せざるを得ないのは言うまでもありません。

我が日本社会党は、以上の理由によつて外国為替資金特別会計法案に反対し、この外為特別会計へ一般会計より五百億を繰入れることについ反対するものであります。（拍手）

では、我々国民民主党は、予算委員会等におきましても絶対反対の意思表示をいたしておるのであります。その詳細は予算委員会等よりいづれ改めて申述べられたのと大同小異でありますから、私は省略をいたします。

併しながら、ここに皆様方に特に御注意願いたい点は、運営の機関というものは外為替管理委員会にあります。この外為管理委員会のいわゆるドル予算の発表、外貨予算の発表といふものが、我々大蔵委員会に対してどういう形でなされたかということを申上げたい。二十二日の日に、私は一週間ほど前から外貨予算の全貌を明白にしてもらいたいということを申入れしておつたのに對しまして、外為委員会の大久保委員から四半期ごとのドル予算の発表があつたのであります。それも速記をとめまして、いわゆる速記なしで以て我々のほうへ数字だけを述べられたのであります。ところが一日置いて二十四日の日本経済新聞にはどういうことが出ておつたか。毎月の出入り額といふものが明細に出でおつたのであります。これを見て私どもは誠に遺憾に堪えなかつた。驚いたのであります。国会にすら発表するのに遠慮しがちなこういふ数字をなぜ新聞には堂々と発表されておるか。これはいわゆる国会の審議権の一つの無視されておる具体化ではないかとさう思われたのであります。

であります。こう、少々委員会によつて運営されること自体が、國民にとつて大きな、この外國為替資金特別会計法の運営について検討を要する点ではないかと思うのであります。而も大蔵省或いは安本等におきまして、外為委員会不要論させ唱えられておるに至つては何をか言わんやであります。こういふ点につきまして、今後この法案が通過いたしましたとしても、現内閣は嚴重なる批判と反省によつて、この運営の正確化を國らなければ、國民に大きな非難と又損害を與えるものではないかと思うのであります。大体二十六年度のこの外國為替に要するところの資金の出入りといふものは、輸出入とも十億といわれております。いわゆる三百六十円にしましても三千六百億であります。こういう会計が國民の前に秘密のうちに何か運営されるような觀念を與えるにおいては、國民の現内閣に対する批判というものは大きくならざるを得ないのであります。(拍手)どうぞこの点につきまして議員の皆様方も、今後厳重なる監視を以て、この法案の実施を図られるような監視をされることを切に要望いたしまして、賛成するものであります。(反対なんだろう)そんな心配な法律に何のために賛成するのかと呼ぶ者あり、拍手)討論は終局したものと認めます。

<p>資産再評価審議会</p> <p>大蔵大臣の諮問に応じて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。</p> <p>旧軍港市国有財産 處理審議会</p> <p>大蔵大臣の諮問に応じて、旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第一百二十号）の規定に基づく旧軍用財産の処理及び普通財産の譲渡に関する重要な事項について調査審議すること。</p>
<p>調査審議部</p> <p>（特別な職）</p> <p>第二十九條の二 国税庁に次長一人を置く。</p> <p>2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。</p> <p>第三十條の見出し中「総務部」を「長官官房」に改め、同條中「総務部」を「長官官房」に改め、第七号の二を第八号とし、第八号を第九号とし、以下第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第三十一條の次に次の二條を加える。</p> <p>（徴収部の事務）</p> <p>第三十二條の二 徴収部においては、左の事務をつかさどる。</p> <p>一 内国税の徴収に関する事務。</p> <p>二 価格差益の徴収に関する事務。</p> <p>第三十三條の二 第一項中「第七号の二」を「第八号」に、「六十人」を「百二十人」に改める。</p> <p>（内部部局）</p> <p>第二十九條 国税庁に、長官官房及び左の四部を置く。</p> <p>直税部</p> <p>間税部</p> <p>徴収部</p>
<p>調査審議部</p> <p>（特別な職）</p> <p>第二十九條の二 国税庁に次長一人を置く。</p> <p>2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。</p> <p>第三十條の見出し中「総務部」を「長官官房」に改め、同條中「総務部」を「長官官房」に改め、第七号の二を第八号とし、第八号を第九号とし、以下第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第三十一條の次に次の二條を加える。</p> <p>（徴収部の事務）</p> <p>第三十二條の二 徴収部においては、左の事務をつかさどる。</p> <p>一 内国税の徴収に関する事務。</p> <p>二 価格差益の徴収に関する事務。</p> <p>第三十三條の二 第一項中「第七号の二」を「第八号」に、「六十人」を「百二十人」に改める。</p> <p>（内部部局）</p> <p>第二十九條 国税庁に、長官官房及び左の四部を置く。</p> <p>直税部</p> <p>間税部</p> <p>徴収部</p>
<p>調査審議部</p> <p>（特別な職）</p> <p>第二十九條の二 国税庁に次長一人を置く。</p> <p>2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。</p> <p>第三十條の見出し中「総務部」を「長官官房」に改め、同條中「総務部」を「長官官房」に改め、第七号の二を第八号とし、第八号を第九号とし、以下第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第三十一條の次に次の二條を加える。</p> <p>（徴収部の事務）</p> <p>第三十二條の二 徴収部においては、左の事務をつかさどる。</p> <p>一 内国税の徴収に関する事務。</p> <p>二 価格差益の徴収に関する事務。</p> <p>第三十三條の二 第一項中「第七号の二」を「第八号」に、「六十人」を「百二十人」に改める。</p> <p>（内部部局）</p> <p>第二十九條 国税庁に、長官官房及び左の四部を置く。</p> <p>直税部</p> <p>間税部</p> <p>徴収部</p>

国家行政組織法の一部を改正する
法律案の一部を次のとおり修正す
る。

第二十四條の二の改正規定の前に
次の改正規定を加える。

第六條に次の二項を加える。

用会開会中はにおいて緊急の必要があるときは、第一項の規定及

び前項中地方自治法第百五十六條

かわらず、政令の定めるところ

議会又は協議会を置くことができ

る。この場合においでには、内閣は、当該政令公布後最初の召集が

れる国会にその審議会又は協議会

の設置に関する法律案を提出しなければならない。国会においてそ

の法律案による法律が不成立にな

つた場合には、内閣は、すみやかに、当該政令を廃止する措置を講

じなければならない。

こういう修正をいたそうとするので
ります。

内閣委員会におきましては一昨年の
一一月、元文部省の委員会の二つと三

一月以来 行政機関の整備はござりま
して継続調査の歩を進めて参つたので

りますが、その一つは、国家行政

審議会及び協議会についてであります

。同様には、府、省、庁などの各行

では、法律の定めるところにより、

審議会及び協議会を置くことができる旨を規定しているのであります。然るにこの規定があるにもかかわらず、法律の規定によらずして、單に閣議決定とか或いは省議決定とかの形で以て審議会などが置かれているものがつつき現われて來ておるのである。委員会における政府委員の答弁によりますると、現在置かれているところの審議会及び協議会の総数は二百三十六あるということであります。そうして、そのうちで、法律の規定によらずに閣議決定或いは省議決定等によつて行われておりますのが三十三であるということであるのであります。第八條の規定が国家行政組織法中に最もとして存在しております以上、只今申述べたような法律の規定に基かない審議会等が置かれておるということは、法律上から見ますれば或いは無効ともいふべきものでありましよう。又政府がこの法律の規定を全く無視したようにも見えるのでありますて、誠に遺憾と言わなければならぬであります。併しながら又他方から考えてみますと、政府の立場におきましても、国会の閉会中に、政府が、昨今のごとき時局の急激な進展に伴いまして、各種の政策を立てようとする緊急の必要がある場合においては、国会の開会を待つことができずして、早急に審議会又は協議会を設ける必要があります。それ故に、かような場合えられます。

におきましては、先に挙げました第八條の規定にかかるらず、政令の定めるところによつて各行政機関に審議会又は協議会を置くことができるという便法を講じまして、その場合には、政府は、その政令の公布の後に最初に召集される国会に、その審議会又は協議会の設置に関する法律案を提出しなければならない、若し国会でその法律案による法律が成立しなかつた場合には、政府は速かにその政令を廃止する措置を講じなければならないということにいたしまして、かくいたしまして、一方においては国家行政組織法の審議会及び協議会に関する原則的な規定の精神を飼くまでも尊重いたすと同時に、法律によらずして審議会や協議会が擅設せられるのを防止いたしますと同時に、他方におきましては、国会閉会中ににおけるましても、政府が緊急の必要がありと認める場合においては審議会及び協議会を設置し得る途を開くこととしたのであります。これが只今読み上げました修正案の要旨であります。

三十三の審議会等をば如何に処理するかという問題であります。内閣委員会においてはこの点についても慎重なる審議を加えたのであります。先ず委員の質疑に対しまして、政府は結局かようなことを申したのであります。即ち法律の規定によらない審議会等について、特に存置の必要があると認められるものは、速かに法律によるよう措置いたす、併しそ他のものは全部これを廃止するということを言明いたしましたのであります。なお、更に政府は、一般方針として、近く審議会及び協議会については一大整理を断行して、現在存している審議会及び協議会、即ち三百三十六の審議会及び協議会のうちで必要ないものを約七十をば廃止する意向であるということを明らかにいたしましたのであります。

委員会におきましては、この政府の言明を信頼いたしまして、そうしてこの修正案について先ず採決いたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。次いで又修正部分を除く原案を採決いたしましたところが、これ又全会一致を以て可決すべきものと認決いたした次第であります。

次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案について御報告を申上げます。

この法案は、委員会を聞くこと予備審査と共に三回であります。昨日全会一致を以て可決すべきものと認決いたしました。

この案の提出理由及び法律案の内容について簡単に申上げますと、昨年五月に大蔵省の機構等に関するして大蔵省設置法の改正が行われたのであります。が、その後、事務の配分等につきまして若干の改正が加えられる必要ができたのであります。ここに提案せられた次第であります。その改正点の主なものは五つあるのであります。その第一は、主計局に國の会計事務職員の研修事務を行わせることであります。第二点は、從来主税局において取扱つておりました大蔵省所管の戸外の諸收入の事務をば、主税局から大臣官房の所管事務を移すことであります。第三点は、管財局における物納の動産の管理処分について、その適用範囲を財藍税と相続税のほかに所得税にも拡げることを規定している点であります。これらは内部の所掌事務の移管或いは当然の事柄によるところの改正であります。第四点は、國稅局の總務部を廃止して、大長及び徵收部を設けようといふのであります。第五には、國稅局監察官を現在の六十名から百二十名に増員しようとするのであります。この五つの点であります。この改正法の施行期日をば、二十六年の四月一日とするという趣意であります。

十点は、すでに昭和二十四年度から予算を整えておりまして、実際に施行しておりますのであります。この点は設置法に規定されていないのでありまするから、これを設置法に明確に規定しようとあつてあります。その研修の方針はどうかと申しますると、「一ヵ月乃至二ヵ月の期間を限つて、主として困難の会計事務職員二百名乃至三百名を集めまして、会計法とか財政法の法律、或いは会計実務、或いは憲法、商法等の基礎法規について講習を行ふ」というのであります。大体その人員は五万五千人を目指しておるわけであります。又これと伴いまして、テキストによつて通信研修をも行おうとしておりまして、年々二万名を目指しておるということであります。昭和二十四年度の実績を申しますると、二百名ずつ二ヵ月の講習を二回行いましたというふうで、その予算は八百九十一万円であつたということであります。

第三点である管財局における物納の動産の管理処分について適用範囲をばつ産税と相続税のみに限らないで所徴税にまで拡充するという点は、すでに昭和二十五年法律第七十五号においてこの制度ができるのであります。よるとするものであります。

十名に増加いたしました理由は、悪質税務官吏を取締つて国民の信頼に応えるためにこの程度の増員が必要であるということでありました。そうして国税庁の監察官の税務職員総数に対する比率は五百人に対して一人の割合であるということでありました。

以上が政府の説明によつて明らかになつた主な点であります。

百五十八億円であります。又本年一月までの滞納金額も九百七十八億円であります。件数にいたしますと七百万件に達しておる。そうして、これらの滞納整理について一万八千人の税務職員を本部にておるのでありますから、この際、本庁に徵収部を設ける必要ができるわけであるが、徵収方法を改善いたし、又税務職員を訓練することによつて、今までの滞納金額も九百七十八億円であります。

そうして国税庁監察課の数を六十名から百二十名に増員しようといふのもこの趣意からいたすという説明であります。した。又、委員側からは、次長を設けることは、いわゆる屋上屋を重ねることになるのではないかといふ質問があつたのであります。これに対しまして政府の答弁は、国税庁の機構は極めて大

止して徵收部を設けること、それから次長を置くということ、これについて説明いたしますれば、總務部を廢止し、そらして徵收部を設けることは、その理由は、徵稅事務が極めて重要となつておる現状に鑑みまして、その組織を強化して事務能率を向上させるためにこれを設けようというのであります。總務部を廢止する理由は、部を廢止する方針であるから總務部を廢止しますが、それによつて支障はないという説明であります。次に次長を置けることについては、直稅部、關稅部、徵收部及び調查巡察部の四つの組織の総合調整その他複雑なる税務行政を監督するためには、長官一人では十分でないから、これを補佐する次長が必要であるという説明であります。

委員会においてはいろいろ質疑を行なつたのであります。が、法律の結果等によつて当然なすべき事柄については、さした問題がありませんが、国税局内の機構改革及び人員の増加につきましては相当意見があつたのであります。主なるものを申上げますと、総務部内に設置してある徴収部を廃止して徴収部を設けることによつて徴税を十分行い得る自信があるか。又現状を見るときには、税務署は比較的徴収し易い所からは租税を必要以上に取るけれども、取りにくく、いわば大口の納税者層からは取つてはいいのでないか。即ち徴税において甚だ不公平であると思う。或いは又権力をを利用して民間業者から變態を受けるがこと起き不心得な税務官もおるのでないか。従つて今日税務職員に対する怨嗟の声は高いのであるといふようなことを述べまして、これらの点について解消せられるかどうかという質問があつたのであります。これに対しまして政府の答弁は、昭和二十四年度から二十二年度に繰越され、滞納金額は一千二

て、漸次この徵収成績を挙げ、且つや負担の公平を図ることができると思ふ。と、いう確信を述べての答へであつたのであります。なお、納税者の申告といふことも最近には漸次よくなつて、信頼し得るようになつて來ておる。昨年は、の更正決定は四百十八万件であつたが、今年度は昨年の件数の十分の一以下に減る見込である。十分の一以下となるのであるということでありました。この点につきましても、将来なことによくなつて行くであろうといふことを申述べて、滞納はそんなに多くはないようになるであろうということになりました。更に又、悪質な滞納等いは賦税といふようなことは、調査審査部におきましてどしどしあつておきますから、十分成績を挙げ得るものと思ふ。ただ税務職員の中には悪質の正業をして国民の信賴に反するがごとき者が往々にして、あることは誠に遺憾であるが、これが対策としたとして、は嚴重に処分して税務職員全体の威儀を整めとしているといふのであります。

きくなつておるのであります。本府定員も当初の五百三十名より昨年度には七百三十名に上つておる。而して更に今回の改正によりまして長官直属の監察官が六十名から百二十名に増加するのである。このよう機構が大きくなつておるところの本府内部の各部の総合調整や複雑な事務の統轄は、長官一人では困難でありますから、これを補佐する次長が必要であるといふ答弁であります。更に又委員会側から、国税局監察官は税務職員に対し、いわば一度検事のことを態度をとつて、るべきは一片の投書或いは聞き込み等によつて税務職員を被告扱いにするなどによつて税務署内の空氣を乱す嫌いがあるのでないか。監察官の人事はどうのよくな方法によつて行われておるのであるかという質問もあつたのであります。これに対しまして政府側の答弁は、国税局の監察官は、その仕事の性質上、監察以外の仕事はしないで、専門的に税務職員の非行の監察を行なつておる。だからその人選には大変注意は拂つております。各國税局から適

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、精神衛生審議会に臨時委員を設ける外、検察官の通報義務に関する規定及び費用負担に関する規定を整備しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

費用負担の帰属を明確にする外、取扱上の疑惑を解消し、法の円滑なる運営を期する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十五日

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

(4) 第一百六十六條第一項第三号を次のよう改める。
「第一項第三号を次のよう改める。」を「第八十九條第一項第三号を次のよう改める。」とし、以下一項ずつ繰り下げる。

正規定の次に次の二條を加える。
「(4) 第一百六十六條の次に次の二條を加える。
(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

第一百六十六條の二 何人も、午後十時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭において演説をし又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名前を連呼してはならない。

同條第六号を第七号とし、同條第七号を加える改正の部分を次のよう改める。

昭和二十六年三月十四日

大蔵委員長 小串 清一
參議院議長 佐藤尚武殿
多數意見者署名

大蔵委員長 小串 清一
參議院議長 佐藤尚武殿
多數意見者署名

愛知 捷一 小宮山常吉
杉山 昌作 松永 義雄
木内 四郎 佐多 忠蔵 黒田 英雄
岡崎 真一 油井賢太郎 清澤 俊英
黒田 英雄 油井賢太郎 九鬼紋十郎
要領書

一、委員会の決定の理由
本案は、国民金融公庫の資本金を四十億円より六十億円に増資しようとするものであつて、適当な改定案と認める。

一、委員会の決定の理由
本案は、現行公職選挙法の制定以来その運用の実際に従事する選舉事務の執行等について改善を加えるとともに、特に当面の地方選舉についてその公正を期するための選舉公管の拡充を行ふ等所要の改正を行おうとするもので適切な措置と認める。なお委員会においては、地方公務員法との関連事項その他について別添のとおり若干の修正を加えた。

二、事件の利害得失
本改正によつて、公職選挙の公正とその運営を適正ならしめることが期待されるが、結にその運用面において、適切な配慮が望まれる。

三、費用
本法を施行するため特に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
特別經理会社の決定整備計画の実行完了を促進するとともに、商法の一部を改正する法律の施行に伴い規定の整備を行おうとするもので、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
整備計画の実行完了を促進せしめ得る利益がある。

三、費用
この法律の施行に当たり、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失
本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用
本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

百六十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)に「」を加え、連呼行為の禁止する。

二、事件の利害得失

費用負担の帰属を明確にする外、取扱上の疑惑を解消し、法の円滑なる運営を期する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十五日

(4) 第一百六十六條第一項第三号を次のよう改める。
「第一項第三号を次のよう改める。」を「第八十九條第一項第三号を次のよう改める。」とし、以下一項ずつ繰り下げる。

正規定の次に次の二條を加える。
「(4) 第一百六十六條の次に次の二條を加える。
(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

第一百六十六條の二 何人も、午後十時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭において演説をし又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名前を連呼してはならない。

同條第六号を第七号とし、同條第七号を加える改正の部分を次のよう改める。

昭和二十六年三月十四日

大蔵委員長 小串 清一
參議院議長 佐藤尚武殿
多數意見者署名

大蔵委員長 小串 清一
參議院議長 佐藤尚武殿
多數意見者署名

愛知 捷一 小宮山常吉
杉山 昌作 松永 義雄
木内 四郎 佐多 忠蔵 黒田 英雄
岡崎 真一 油井賢太郎 清澤 俊英
黒田 英雄 油井賢太郎 九鬼紋十郎
要領書

一、委員会の決定の理由
本案は、国民金融公庫の資本金を四十億円より六十億円に増資しようとするものであつて、適当な改定案と認める。

一、委員会の決定の理由
本案は、現行公職選挙法の制定以来その運用の実際に従事する選舉事務の執行等について改善を加えるとともに、特に当面の地方選舉についてその公正を期するための選舉公管の拡充を行ふ等所要の改正を行おうとするもので適切な措置と認める。なお委員会においては、地方公務員法との関連事項その他について別添のとおり若干の修正を加えた。

二、事件の利害得失
本改正によつて、公職選挙の公正とその運営を適正ならしめることが期待されるが、結にその運用面において、適切な配慮が望まれる。

三、費用
本法を施行するため特に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
特別經理会社の決定整備計画の実行完了を促進するとともに、商法の一部を改正する法律の施行に伴い規定の整備を行おうとするもので、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
整備計画の実行完了を促進せしめ得る利益がある。

三、費用
この法律の施行に当たり、別に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、現行公職選挙法の制定以来その運用の実際に従事する選舉事務の執行等について改善を加えるとともに、特に当面の地方選舉についてその公正を期するための選舉公管の拡充を行ふ等所要の改正を行おうとするもので適切な措置と認める。なお委員会においては、地方公務員法との関連事項その他について別添のとおり若干の修正を加えた。

二、事件の利害得失

本改正によつて、公職選挙の公正とその運営を適正ならしめることが期待されるが、結にその運用面において、適切な配慮が望まれる。

三、費用

本法を施行するため特に費用を要しない。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十五日

(4) 第一百六十六條第一項第三号を次のよう改める。
「第一項第三号を次のよう改める。」を「第八十九條第一項第三号を次のよう改める。」とし、以下一項ずつ繰り下げる。

正規定の次に次の二條を加える。
「(4) 第一百六十六條の次に次の二條を加える。
(夜間の街頭演説及び連呼行為の禁止)

第一百六十六條の二 何人も、午後十時から翌日午前六時までの間は、選挙運動のため、街頭において演説をし又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名前を連呼してはならない。

同條第六号を第七号とし、同條第七号を加える改正の部分を次のよう改める。

昭和二十六年三月十四日

大蔵委員長 小串 清一
參議院議長 佐藤尚武殿
多數意見者署名

大蔵委員長 小串 清一
參議院議長 佐藤尚武殿
多數意見者署名

愛知 捷一 小宮山常吉
杉山 昌作 松永 義雄
木内 四郎 佐多 忠蔵 黒田 英雄
岡崎 真一 油井賢太郎 清澤 俊英
黒田 英雄 油井賢太郎 九鬼紋十郎
要領書

一、委員会の決定の理由
本案は、現行公職選挙法の制定以来その運用の実際に従事する選舉事務の執行等について改善を加えるとともに、特に当面の地方選舉についてその公正を期するための選舉公管の拡充を行ふ等所要の改正を行おうとするもので適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
本改正によつて、公職選挙の公正とその運営を適正ならしめることが期待されるが、結にその運用面において、適切な配慮が望まれる。

三、費用
本法を施行するため特に費用を要しない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行のために要する費用は、昭和二十六年度政府関係機関予算に二十億円を計上している。

二、事件の利害得失

本法施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、国民金融公庫が行う事業資金の供給を円滑ならしめる利益がある。

定価

一部

六円五十銭

送
料
美
書

行
發

所

東京都新宿区市谷本村町

電話九段五

一九〇〇三一官報課

印 刷 厅